

○県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則

平成10年11月11日規則第91号

改正

平成15年3月31日規則第52号
平成17年3月28日規則第6号
平成20年11月28日規則第69号
平成24年3月30日規則第16号
平成27年10月30日規則第47号
平成29年3月23日規則第6号
令和元年6月28日規則第7号
令和3年3月31日規則第10号
令和3年3月31日規則第24号
令和3年6月8日規則第30号

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則をここに公布する。

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（設立認証申請書等）

第2条 条例第16条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第16条第5項の副本の部数は、1通とする。

（縦覧期間中の補正書等）

第3条 条例第18条第2項（条例第22条第3項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）の補正書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 条例第18条第4項（条例第22条第3項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）の副本の部数は、1通とする。

（設立登記等完了届出書等）

第4条 条例第19条第1項の届出書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 条例第19条第2項の登記事項証明書の写真及び財産目録の副本の提出部数は、それぞれ1通とする。

（役員の変更等届出書等）

第5条 条例第21条第1項（条例第38条第1項及び第44条において準用する場合を含む。）の届出書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 条例第21条第2項の副本の部数は、1通とする。

（定款変更認証申請書等）

第6条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第4項の申請書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 条例第22条第2項の副本の部数は、1通とする。

（定款変更届出書等）

第7条 条例第23条第1項（条例第38条第1項及び第44条において準用する場合を含む。）の届出書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 条例第23条第2項の副本の部数は、1通とする。

（定款の変更登記の完了に係る証明書の提出書等）

第8条 条例第24条第1項（条例第38条第1項及び第44条において準用する場合を含む。）の提出書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 条例第24条第2項の登記事項証明書の写しの提出部数は、1通とする。

（事業報告書等の副本の提出部数）

第9条 条例第25条第2項の副本の部数は、1通とする。

（事業の成功の不能による解散認定申請書）

第10条 条例第27条の申請書の様式は、様式第8号のとおりとする。

（解散届出書）

第11条 条例第28条第1項の届出書の様式は、様式第9号のとおりとする。

（清算中における清算人就任届出書）

第12条 条例第29条第1項の届出書の様式は、様式第10号のとおりとする。

（残余財産譲渡認証申請書）

第13条 条例第30条の申請書の様式は、様式第11号のとおりとする。

（清算終了届出書）

第14条 条例第31条第1項の届出書の様式は、様式第12号のとおりとする。

（合併認証申請書）

第15条 法第34条第4項の申請書の様式は、様式第13号のとおりとする。

2 条例第32条第2項において準用する条例第16条第5項の副本の部数は、1通とする。

(身分証明書)

第16条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、様式第14号のとおりとする。

(認定申請書等)

第17条 法第44条第2項の申請書の様式は、様式第15号のとおりとする。

2 条例第35条第2項の副本の部数は、1通とする。

(認定の有効期間の更新申請書等)

第18条 法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の様式は、様式第16号のとおりとする。

2 条例第37条第2項の副本の部数は、1通とする。

(非所轄法人の定款の変更の認証に係る提出書)

第19条 条例第38条第2項の提出書の様式は、様式第17号のとおりとする。

(代表者の氏名の変更届出書)

第20条 条例第39条の届出書の様式は、様式第18号のとおりとする。

(役員報酬規程等の提出書等)

第21条 条例第40条第2項の提出書の様式は、様式第19号のとおりとし、同項の副本の部数は、1通とする。

(助成金支給書類の提出書等)

第22条 条例第41条第2項の提出書の様式は、様式第20号のとおりとし、同項の副本の部数は、1通とする。

(特例認定申請書等)

第23条 法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書の様式は、様式第21号のとおりとする。

2 条例第43条第2項の副本の部数は、1通とする。

(認定特定非営利活動法人の合併についての認定申請書等)

第24条 法第63条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の様式は、様式第22号のとおりとする。

2 条例第45条第2項の副本の部数は、1通とする。

(提出書類の規格)

第25条 この規則に定める様式(様式第14号を除く。)のほか、法及び条例の規定により提出する書類の用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第52号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月28日規則第69号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、様式第1号注2(4)、様式第3号注4(2)及び様式第12号注2(5)の改正規定は、同年7月9日から施行する。

附 則(平成27年10月30日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月23日規則第6号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の2第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月28日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第10号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定(以下この項において「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。

附 則(令和3年3月31日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則様式第3号、様式第4号、様式第6号、様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第12号及び様式第17号から様式第20号までの規定による届出書及び提出書については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則様式第3号、様式第4号、様式第6号、様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第12号及び様式第17号から様式第20号までの規定(以下この項において「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。

附 則(令和3年6月8日規則第30号)

この規則は、令和3年6月9日から施行する。